

2022年6月27日

各 位

株 式 会 社 オウケイウェイヴ  
代 表 取 締 役 社 長 福 田 道 夫  
(コード番号：3808 名証ネクスト)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 野 崎 正 徳  
電 話 番 号 03-6841-7672

## 2022年6月期第3四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等に係る 訂正報告書の提出（過年度決算の訂正）に関するお知らせ

当社は、2022年6月15日付で公表した「2022年6月期第3四半期報告書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、本日付で関東財務局に2022年6月期第3四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出いたしましたので、過年度決算の訂正内容とともに下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本日提出した四半期報告書及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書

##### (1) 四半期報告書

2022年6月期第3四半期報告書（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

##### (2) 過年度の有価証券報告書等の訂正報告書

##### 有価証券報告書

2021年6月期有価証券報告書（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

##### 四半期報告書

2022年6月期第1四半期報告書（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

2022年6月期第2四半期報告書（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）

#### 2. 訂正の経緯及び理由

当社は、2022年4月19日付「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」及び同年5月6日付「（開示事項の経過）債権の取立不能または取立遅延のおそれのある取引先への対応に関するお知らせ」に記載したRaging Bull合同会社（所在地：東京都渋谷区、代表者：スニール・ジー・サドワニ、以下「Raging Bull社」）との取引（以下「本件投資」）全体に係る調査を進めるべく、5月6日付「調査委員会の設置及び2022年6月期第3四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、当社と利害関係を有さない外部の専門家で構成される調査委員会を設置し、2022年6月10日付「調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、当該調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は当該報告書の内容を踏まえ、本件投資がRaging Bull社側で適切に運用されていたと言えないことに鑑みて、当社の2021年6月期、2022年6月期第1四半期、2022年6月期第2四半期に、投資有価証券売却益に計上していた投資運用益

として受け取った金額を仮受金とする会計処理の訂正が必要との判断をいたしました。これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表等で対象となる部分について、訂正することといたしました。

### 3. 訂正による過年度連結業績への影響

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)	増減率 (%)
第 22 期 (2021 年 6 月期) 通期	売上高	2,196	2,196	—	—
	営業利益	△ 516	△ 516	—	—
	経常利益	△ 834	△ 834	—	—
	親会社株主に帰属する 当期純利益	4,051	3,947	△ 103	△2.6
	総資産	9,541	9,541	—	—
	純資産	5,706	5,603	△ 103	△1.8
第 23 期 (2022 年 6 月期) 第 1 四半期	売上高	32	32	—	—
	営業利益	△ 268	△ 261	6	—
	経常利益	△ 252	△ 246	6	—
	親会社株主に帰属する 当期純利益	461	△ 61	△ 522	—
	総資産	8,168	8,214	45	0.6
	純資産	5,836	5,210	△ 625	△10.7
第 23 期 (2022 年 6 月期) 第 2 四半期	売上高	63	63	—	—
	営業利益	△ 540	△ 531	9	—
	経常利益	△ 646	△ 637	9	—
	親会社株主に帰属する 当期純利益	400	△ 510	△ 911	—
	総資産	9,125	9,118	△ 7	△0.1
	純資産	6,615	5,600	△ 1,015	△15.3

### 4. 今後の対応について

当社としては、調査委員会の指摘・提言を踏まえ再発防止に向けて、以下の改善策を実施してまいります。なお、2022年6月15日付で公表した「2022年6月期第3四半期報告書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、当該調査報告書で明らかになっていない事項があることから、当社では追加的に調査を行う方針です。

#### (1) 法令遵守の意識

外部からの専門家を招き、コンプライアンス教育を実施いたします。それぞれの職務や立場に合わせた研修の仕組みを確立させて、定期的な施策により社員全員（役員も含む）の法令遵守の意識を保持します。また、取締役会においては、個々の事業に着手する際には、特別利害関係取締役に該当するか否か（法令・定款に反する事項はないか）を確認することを徹底します。

(2) 特定の人物に対する先入観に流されないための対策

特定の人物の知人・紹介というだけで、その人物又は会社を信頼することなく、個別取引の度に客観的事実、証拠及び役員個人の自己責任に基づいて判断する体制に改善してまいります。

(3) 取締役相互間の監督の強化

取締役相互間で容易に連絡ができるような体制を整え、反対意見に対する手当も検討しながら議論を進め、積極的に他の取締役の意見を求めるなど、ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(4) 取締役会の調査不足について

取締役会で指摘・助言等があった場合、経営リスクをより軽減するための調査を実施するように改善してまいります。特に取引金額が大きくなる場合は、複数の視点からのアプローチによる調査を実施いたします。

(5) ガバナンス体制の根本的な改善・再構築

ガバナンス体制の実効性を高めるために、コーポレートガバナンス委員会の見直しを行ってまいります。リモートミーティングの活用などでより柔軟に対応できるよう改善いたします。

(6) 内部統制部門の強化

内部牽制システムを実質的に機能させるために、経験のある人員を増員して内部統制部門の強化を図ります。

以 上